



島根県報

平成21年11月6日（金）

第2,135号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地域森林計画の樹立

（森 林 整 備 課） 2

地域森林計画の変更

（ ” ） 2

【訓 令】

八戸ダム操作規則の一部改正

（河 川 課） 2

告 示**島根県告示第758号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成21年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流森林計画区（大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成21年11月9日 至 平成21年12月8日

島根県告示第759号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成21年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成21年11月9日 至 平成21年12月8日

訓 令**島根県訓令第12号**

土 木 部
浜田県土整備事務所

八戸ダム操作規則（平成9年島根県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第17条第2項中「八戸ダム操作細則（平成18年3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）」を「知事が別」に改める。

第18条中「西部事務所」を「東部事務所」に、「細則」を「知事が別」に改める。

第32条から第34条まで及び第36条の規定中「細則」を「知事が別」に改める。

第37条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則」を「知事が別」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年11月6日から施行する。